

# 東海口腔衛生学会ニュース

No.67

2010・05・14

## 東海口腔衛生学会会長就任のご挨拶

会長 石川 昭

この度、小澤亨司先生の後任として、東海口腔衛生学会の会長を仰せつかった浜松市口腔保健医療センターの石川でございます。この場をお借りし、会員の皆様へ一言ご挨拶申し上げます。

さて、東海口腔衛生学会は、日本口腔衛生学会の法人化に伴い、地方会という位置づけの変更を余儀なくされたなかで、新たに出発する学会です。しかし、今までの日本口腔衛生学会東海地方会と大きく変わるものでもなく、そっくりそのまま引き継いで再出発するものです。この東海地方会は、日本口腔衛生学会の地方会の中では、最も歴史のある地方会であり、東海地区住民の口腔保健の向上に大いなる貢献をしながら、現在に至っております。諸先輩方が積み上げて来られた伝統ある学会を益々発展させていくために、再出発にあたり、今後の抱負を述べたいと思います。

この学会は、口腔衛生学という学問を研究していくことで、国民の健康と福祉の増進に貢献することを目指しております。特に、東海地区に限定した学会であることから、おのずと地域レベルの健康と福祉の増進に関する研究成果が発表されることが多くなります。そこで、今後の学会活動方針としては、地方の学会としての特色を生かすために、各県持ち回りによる学会を開催することを定着させていきたいと考えております。これにより東海4県がお互いに切磋琢磨できるようになり、今まで以上に東海地区全域に渡って住民の口腔保健の向上に貢献できるようになります。また、この機会に今一度、学会の規則などを再構築する必要性も感じています。その一つとして、研究にも倫理が問われる時代になってきていますが、地方学会ならではの特徴として、大学などの研究機関に属していない会員も多いので、研究倫理の審査会を設けたいと思っています。さらに、学会活動の発展には、本学会の目的にも謳われているように、会員相互の研鑽と親睦を図るための工夫も必要です。そのためには個人情報の問題もあるとは思いますが、会員名簿の整理をし、できれば名簿の発行をしていければと考えております。また、たまには懇親会のようなものもできればと思います。その他、学会の発展に繋がるような様々なアイデアを会員の皆様方からも気軽に受けたいと思いますので、いつでもお声をかけていただければ幸いです。

会長就任にあたって、この5月の学会において、特別講演をさせていただく機会を得ました。私が東海地区に籍を置くようになってから、早いもので14年目を迎えております。私の自己紹介も兼ねながら、まさに地方学会ならではの浜松に来てから実施してきた地域歯科保健に関する研究成果をまとめて紹介していく所存ですので、拝聴していただければ幸甚でございます。

最後になりましたが、今後、この学会が地域に根付いて発展し、しいてはこのことが地域住民の口腔保健の向上に貢献できるよう、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

(浜松市健康医療部健康増進課口腔保健医療センター)

[例 会 記 録]

平成21年日本口腔衛生学会東海地方会例会

日 時：平成21年12月13日（日）

場 所：愛知学院大学楠元キャンパス薬学部棟201講義室

平成21年度日本口腔衛生学会東海地方会例会は、小澤亨司氏を学会長として、去る平成21年12月13日（日）、愛知学院大学楠元キャンパス薬学部棟において、約70名が参加して開催された。当日は、6題の口演発表と特別講演が行われた。特別講演には愛知学院大学心身科学部学部長・教授 佐藤祐造先生をお迎えし、『糖尿病予防と歯科の役割』と題し、糖尿病の発症メカニズムや歯周病との関連性をわかりやすく説明していただき、歯科における糖尿病予防の役割を具体的に提示していただいた。口腔衛生にたずさわる学会員にとって、非常に興味深く、また今後の活動に大いに参考となる講演となった。

特別講演 座長 中垣 晴男 幹事

「糖尿病予防と歯科の役割」

愛知学院大学心身科学部 学部長  
教授 佐藤祐造 先生

21世紀の現在、文明化された日常生活による身体運動量の減少は、欧風化した食生活と相まって、運動不足と過食をもたらし、糖尿病を代表例とする「生活習慣病」を増加させている。すなわち、運動不足は筋におけるインスリン抵抗性を招き、糖・脂質代謝異常を来し、糖尿病および糖尿病合併症を増加させるだけでなく、最終的に動脈硬化性心血管障害を誘発することが判明している。

近年、歯周病は単に局所の炎症にとどまらず、歯周病菌由来内毒素（LPS）が強力な免疫原性を有し、肝に作用し、クッパー細胞からTNF- $\alpha$ を産出させ、インスリン抵抗性を招来、肝細胞よりIL-6を産出、CRPを上昇させる事実が見出されている。一方、糖尿病は歯周病の危険因子となっており、歯周病治療により糖尿病に伴うインスリン抵抗性や糖尿病の病態を改善させるというエビデンスも報告されている。

食事の適正化と身体トレーニングの継続は、内臓脂肪を効率的に減少させ、個体のインスリン抵抗性改善を介し、2型糖尿病をはじめ、インスリン抵抗性関連のメタボリックシンドローム/生活習慣病の予防・治療に有用である。

また、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導が平成20年4月より開始され、食事・運動指導に歯科医も一定の研修を受ければ参入できることとなった。

食事指導の実際

①摂取エネルギーを制限する。②栄養素の配分：炭水化物55%、蛋白質20%、脂質25%を目標とする。③食物繊維には、血中コレステロール低下、肥満防止、便秘改善などの効果があり、野菜を豊富に摂取させる。④食事の摂取方法：朝食抜きは肥満傾向を助長する。食事の量的、質的制限に加え、ドカ食い、孤食を避け、食べる速度も遅くするという食生活のパターンも重要である。

運動処方の実際

①軽・中等度の運動（40～50歳代で脈拍数：120/分）を1回10～30分、週3～5日以上行う。②運動の種類としては、散歩、ジョギング、水泳、自転車、ラジオ体操など全身の筋肉を使う有酸素運動が挙げられる。高齢者では、レジスタンス（筋力）トレーニングも併用する。③日常生活が多忙で、特に運動を行う時間がない場合、エレベーターの代わりに階段を使うなど、生活習慣の中に運動を組み込むよう指導する。また、食事療法も併行して教育する。運動前後の準備・整理運動の実施、スポーツシューズの着用、水分補給なども指導する。

一般口演 座長 石津 恵津子 幹事

### 1. 市販キャンディ類のスクロース、グルコース、その他の糖の含有量とpH

小木冨理<sup>1)</sup>、犬飼順子<sup>1,2)</sup>、中垣晴男<sup>2)</sup>、向井正視<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 愛知学院大学短期大学部専攻科

<sup>2)</sup> 愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

市販キャンディには代用甘味料が含有されているものが増加したものの、スクロースやう蝕に関連する代用甘味料などが含有されている。本研究ではキャンディとう蝕原性の関係を明確にするため、25種の市販キャンディ類に含まれる糖類含有量とpHについて比較検討した。試料を蒸留水で10倍希釈し、全糖度は手指屈折糖度計を、スクロース・グルコースはバイオケミストリ・アナライザーを用いて測定した。その結果、フルーツ系はスクロース、グルコースとも含有量が多く、のど飴はその他の糖が多く含まれていた。また、糖類含有量はばらつきが大きかった。pHはほとんどの試料で5.4を下回り、フルーツ系が最も低かった。したがって、キャンディを摂取する場合ノンシュガー等表示されたものを選択する必要があると考えられる。しかし、スクロース値が低いものでもpH値が低い場合摂取方法には注意が必要であり、適切な間食の指導が必要である。

### 2. 歯科衛生士養成校における学生の教育の現状と職業観の国際比較

白木典代<sup>1)</sup>、犬飼順子<sup>1,2)</sup>、高阪利美<sup>1)</sup>、

中垣晴男<sup>2)</sup>、向井正視<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 愛知学院大学短期大学部専攻科

<sup>2)</sup> 愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

歯の健康度、健康観が高い欧州と日本の、歯科衛生士教育の現状とその学生の職業観を比較する目的で日本（愛知学院大学短期大学部）、デンマーク（オーフス大学）、イギリス（リーズ大学）の臨床実習内容や職業観について質問形式による調査を行った。その結果、国別に特徴がみられた。「臨床実習期間が長すぎる」とした者は愛知学院大学が他国と比較して有意に

多かった。また「生涯、歯科衛生士の仕事を続ける」とした者は、愛知学院大学が有意に最も低かった。さらに「習得したい技術」は、リーズ大学が全ての項目で有意に高く、技術の習得に対する意欲が認められた。そして、就職先を決める理由で「仕事内容が良い」とした者は、愛知学院大学が有意に最も低かった。今後、日本の歯科衛生士は高度な知識やコミュニケーション能力が必要とされ質の高い人材教育が重要になるとされているが、国際間で歯科衛生士の教育の現状とその学生の職業観は違っていた。

### 3. 歯科臨床研修医におけるデンタルフロスの普及意識

中村文彦<sup>1)</sup>、田澤明子<sup>1)</sup>、森田一三<sup>1,2)</sup>、

外山敦史<sup>2)</sup>、中垣晴男<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 愛知学院大学歯学部附属病院総合診療部

<sup>2)</sup> 愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

本研究は歯科臨床研修医におけるデンタルフロスを患者に勧める頻度及びその普及に対する意識と関連する要因を明らかにすることを目的として行った。

対象はA大学歯学部附属病院総合診療部の歯科臨床研修医108名とした。調査は無記名、自記式の質問調査法を用いて行った。その結果、デンタルフロスを患者に必ず勧める、大抵勧めると回答した者の合計は38.7%であり、デンタルフロスの普及は必要不可欠、とても必要と回答した者の合計は39.8%であった。デンタルフロスを患者に勧める頻度と相関を示していた項目は、デンタルフロス使用による痛みなしのイメージ ( $r=0.300, p<0.01$ )、デンタルフロスの普及に対する意識あり ( $r=0.296, p<0.01$ )、口臭予防効果ありのイメージ ( $r=0.295, p<0.01$ ) であった。デンタルフロスの普及に対する意識と相関を示していた項目はデンタルフロスのう蝕予防効果ありのイメージ ( $r=0.659, p<0.01$ )、歯周病予防効果ありのイメージ ( $r=0.642, p<0.01$ )、口臭予防効果ありのイメージ ( $r=0.593, p<0.01$ ) であった。

座長 坪井 信二 幹事

#### 4. COの事後措置に役立てる保健調査票づくり

石黒幸司, 根崎端午, 佐々木晶浩,  
柘植紳平, 奥村明彦  
恵那歯科医師会

H7年度に学校保健法施行規則が改正されCOが導入されたことにより、早期治療勧告から健康づくりをめざした健康志向へと学校歯科健康診断の在り方が変わってきた。岐阜県E市においては、S62年度よりCOを導入してきたが、現時点でのCOの判定には当該歯のみの診断で行われており、口腔環境、生活習慣などのリスク因子を観察しながらの判断がなされていない。またCO歯は、健全歯扱いにされてはいるが、軽度なCOから進行したCOと歯質脱灰状態に幅があり、一律の事後処置を行うには問題があるように考えられる。そこで、保健行動の有無とう蝕との関連を評価し、事後措置に役立てる保健調査表を作成した。これにより、CO保有者をう蝕罹患リスクの低い要観察者とリスクの高い要管理者に分け、事後措置に役立てる試みを行った。

#### 5. 市町村合併による歯科保健事業の変化

高橋秀徳<sup>1)</sup>, 磯崎篤則<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 岐阜県健康福祉部医療整備課

<sup>2)</sup> 朝日大学社会口腔保健学教室

住民への身近な歯科保健事業は、平成9年の地域保健法施行により市町村の実施主体に移譲された。岐阜県における市町村数は平成14年度まで99市町村であったが、平成15～17年度の市町村合併の進行により、3年間で42市町村に減少した。そこで今回、市町村歯科保健事業（母子や成人・高齢者等の歯科保健事業：歯科健診、歯科保健指導等）が市町村合併によってどの程度、変化したかについて調査、検討した。その結果、歯科保健事業項目の大部分が、市町村合併により実施率が増加していた。母子歯科保健事業では、妊産婦の歯科健診や歯科保健指導の約35%増加、2

歳代や4～5歳のフッ化物塗布の約23%増加が顕著であった。成人・高齢者等の歯科保健事業では、60代や70代の歯科健診の約50%増加、歯科保健指導の約30%増加、70代の歯科相談約45%の増加が顕著であった。事業の実施方法については、市町村によって異なり、特に合併市町村数の多かった市では母子保健事業の実施場所が、旧町村から市の保健センターでの集約実施に変化したことや成人歯周疾患検診事業が、集団実施から歯科医療機関委託による個別実施に変化していたが、常勤歯科衛生士設置している市では、旧町村の母子歯科保健事業の増加により、在宅歯科衛生士の活用が増加したことや成人歯周疾患検診事業が、集団実施から歯科医療機関委託による個別実施に変化したことが明らかになった。

#### 6. 医療安全とリスクアセスメント

金山敏治

日本労働安全衛生コンサルタント会

平成18年の改正労働安全衛生法（第28条の2）で、職場の労働災害防止にリスクアセスメントの導入が努力義務となった。

医療現場では、患者に対する医療事故防止の安全対策は良く取り扱われているが、医療スタッフに対する安全対策は遅れがちである。安全職場とされている歯科医療現場にも製造業と同様に数多くのリスクが存在し、医療機器等の使用による重傷災害の報告もある。歯科医療スタッフの安全の向上を目的に、岡崎労働基準監督署管内のリスクをオニに例えた「岡崎地域安全オニ退治運動」に参加し「医療機器・作業等による傷害0」を達成したリスクアセスメントの成果を報告し、医療現場で働く人々の安全確保対策の必要性を発信した。

## 歯科保健条例の制定 東海地方の動向 —岐阜県の場合—

### 「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」の施行について

岐阜県健康福祉部医療整備課 高橋 秀徳

岐阜県では、標記条例について県議会議員総会（平成22年3月25日）において全会一致で可決、制定し、この4月1日から施行となった。

本条例の制定、施行に至るまでの主な経過や条例全文については下記のとおりである。

今後の課題としては、岐阜県民の口腔の健康な社会実現のためには、本条例を各関係機関・団体や県民に普及啓発し、浸透させるとともに、県の条例にとどまらず、市町村レベルにおいても同様な条例制定に向けての行動が必要と考える。

#### <本条例の制定、施行に至るまでの主な経過>

1. 平成20年10月8日：岐阜県歯科保健医療対策推進議員連盟の設立総会が開催
2. 平成21年9月11日：岐阜県歯科医師会から「岐阜県口腔保健推進条例案」（以下、県歯会条例案という）が県や議会へ提示
3. 平成21年10月19日：県は、県歯会条例案について関係者（健康福祉部長、次長）に情報提供して意見聴取
4. 平成21年10月27日：県は、県歯会条例案と他県の条例（新潟県や北海道等）との比較検討資料により協議
5. 平成21年11月2日：県は、県歯会へ県歯会条例案について意見を説明
6. 平成21年12月16日：岐阜県歯科保健医療対策推進連盟は、県歯会条例案の勉強会を開催
7. 平成22年1月5日：県は、県歯会条例案を関係者（健康福祉部長、次長、教育委員会等関係課長）へ情報提供し、協議検討、意見聴取
8. 平成22年1月22日：県議会は、議員提案として「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例案」を県へ提示
9. 平成22年2月1日～2月18日：県議会は、議員提案条例についてパブリックコメント実施
10. 平成22年2月17日：県は、議員提案条例の県歯会意見を聴取し、議会へ提出
11. 平成22年3月19日：議会厚生環境委員会では、質疑、答弁を実施
12. 平成22年3月25日：議員総会では、全会一致で可決
13. 平成22年3月30日：県公報号外では、本条例が県条例第三十一号として掲載
14. 平成22年4月1日：本条例の施行

#### <岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の全文>

##### （目的）

第一条 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を維持すること（以下「歯・口腔の健康づくり」という。）が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

**(基本理念)**

第二条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

**(県の責務)**

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(市町村との連携等)**

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な口腔保健医療サービスを実施する市町村と連携し、協力し、及び調整するよう努めるものとする。

**(市町村への支援)**

第五条 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

**(県民の取組の促進)**

第六条 県は、基本理念にのっとり、県民が自ら歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔のケア等により歯科疾患を予防し、及び定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることにより、歯・口腔の健康づくりに取り組むことができるよう必要な対策を講ずるものとする。

**(歯科医療等業務従事者への要請等)**

第七条 県は、基本理念にのっとり、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者が県民の歯・口腔の健康づくりのために適切にその業務を行うことができるよう配慮するとともに、歯科医療等業務に従事する者に対し、県が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する対策に協力するよう要請するものとする。

**(教育関係者及び福祉関係者への要請等)**

第八条 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関わる教育関係者及び福祉関係者が、それぞれの業務において、県民の歯・口腔の健康づくりを推進することができるよう必要な対策を講ずるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び協力するよう要請するものとする。

**(事業者の取組の促進)**

第九条 県は、基本理念にのっとり、県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者が従業員の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保することができるよう必要な対策を講ずるものとする。

**(基本的施策の実施)**

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務に従事する者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策等を推進すること。
- 二 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務に従事する者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
- 三 障害者、介護を必要とする高齢者、交通の不便な地域に居住する者その他の者であって定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務に従事する者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療及び適切な口腔ケア等を推進すること。

- 四 歯・口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関する施策を推進すること。
  - 五 歯・口腔の健康づくりに関する定期的な調査その他歯・口腔の健康づくりに関する調査研究を推進すること。
  - 六 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯・口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、八〇二〇運動（八〇歳になっても自分の歯を二〇本以上保つことを目的とした取組をいう。次号において同じ）を推進すること。
  - 七 毎年十一月八日をいい歯の日と定めるとともに、十一月八日を含む一週間を八〇二〇運動推進週間と定め、八〇二〇運動の普及及び啓発を重点的に推進すること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。
- 2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するに当たっては、市町村、歯科医療等業務に従事する者、教育関係者、福祉関係者その他歯・口腔の健康づくりに取り組む者及び医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者の連携及び協力を配慮するものとする。

#### (基本的な計画)

- 第十一条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯・口腔の健康づくり計画」という。）を定めなければならない。
- 2 歯・口腔の健康づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 歯・口腔の健康づくりの推進に関する目標
    - 二 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策の方針
    - 三 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策
    - 四 前号三に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村その他歯・口腔の健康づくりに関する取組にかかわる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、歯・口腔の健康づくり計画の変更について準用する。

#### (年次公表)

- 第十二条 知事は、毎年度、歯・口腔の健康づくり計画に定める施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

#### (財政上の措置)

- 第十三条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている岐阜県歯・口腔の健康づくりに関する基本計画については、第十一条第一項の規定に基づき定められた歯・口腔の健康づくり計画とみなす。

第53回東海口腔衛生学会総会プログラム

第53回東海口腔衛生学会総会を下記のプログラムにて開催いたします。会場は、朝日大学歯学部です。JR東海道線「穂積駅」下車、タクシー5分または徒歩20分です(日曜日はスクールバスの運行がありません)。皆様、お誘い合わせの上多数ご参集ください。

日 時：平成22年5月23日(日) 午前10:20～12:30

場 所：朝日大学歯学部 1号館3階 第1大講義室

一般口演 (10:20～10:50)

座長 大橋たみえ 幹事

10:20 1) 平成20年度大垣市メタボ歯科健診事業について

○内匠屋ひとみ<sup>1)</sup>、杉山勝治<sup>2)</sup>、片野雅文<sup>2)</sup>、野々村真聡<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 大垣市保健センター

<sup>2)</sup> 大垣歯科医師会

10:35 2) うがいによる清涼飲料水摂取後の歯垢pHの経時変化

佐久間愛<sup>1,2)</sup>、高阪利美<sup>1)</sup>、犬飼順子<sup>1,3)</sup>、中垣晴男<sup>3)</sup>、向井正視<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 愛知学院大学短期大学部歯科衛生科

<sup>2)</sup> 麻生歯科クリニック

<sup>3)</sup> 愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

総会 (10:50～11:20)

特別講演 (11:30～12:30)

座長 小澤亨司 幹事

「浜松市の地域歯科保健の研究成果」

浜松市健康医療部健康増進課

口腔保健医療センター

所長 石川 昭 先生

※ 日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会  
研修コード2107

※ 日本歯科衛生士会特別研修  
D自己学習コース(自己申告)

